



www.alpajapan.org

日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

Date 2004.03.24 No. 27 - 78

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan  
幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4  
フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

日乗連ポリシーの策定に向けて

## 「民間航空の軍事利用と

### 民間航空乗務員の軍事動員」に関する

### 日乗連ポリシー(案)の提起

**航空の安全を守り、国民と利用者・乗務員のいのちを守るため、  
民間航空を軍事利用させない政策と運動の確立が急務**

日乗連はこれまでも「日米新ガイドライン法」や「周辺事態法」に関連して、民間航空を軍事利用させないための取組みを行ってきました。その後も2003年6月6日に「有事法制関連三法」が成立したことを踏まえて、陸海空港労働者による20団体の見解を表明する等の取組みを行いました。

民間航空の軍事利用の問題では、2000年8月に米国防総省が民間航空三社に対して米軍輸送資格の認可取得を要請していたことが明らかにされました。この他、2003年3月20日に開始されたイラク戦争は同年5月2日に一応の終結宣言が出されましたが、昨年末から日本政府が自衛隊のイラク派遣を開始したことに伴い、防衛庁が自衛隊員の輸送協力を各航空会社に要請し、これに対して、航空各社は安全確保の問題などを理由に拒否したとの報道がなされました。

このように民間航空を濫用しようとする動きが昨今強められており、且つ、様々な形で進められようとしています。私達は改めて民間航空に従事する乗務員としての立場と責任を再確認するとともに、国際民間航空条約や航空法等の法律に定められた規定に基づいて、政策と取組みを具体的に確立し、今後も様々な形で進められるであろうこれらの動きに対して、私達がどのように判断し行動するのかその基準を明確にしておく必要があります。

**「立場と政策」(第1項)を基本ポリシーとし、  
国(第2項)及び事業者・使用者(第3項)に対する2つの政策と取組みを提起**

民間航空機の軍事利用および民間航空の乗務員の軍事動員に関する日乗連ポリシー(案)は、「1. 民間航空機の軍事利用および民間航空の乗務員の軍事動員に関する立場と政策」を基本に、この実現と実践を図る上で、国に対して「2. 航空機の地位の決定」を、事業者・使用者に対して「3. 民間航空の乗務員の労働契約」を、実現することを目指して構想されています。

この3つの基本ポリシーの枠組みを補完するために、「4. 法律」および「5. 定義」を設け、全部で5つのパートから構成されています。

次のページからは今回提起するポリシー(案)を紹介し、続いてポリシー(案)に関する解説並びに補足説明を行います。



# 民間航空機の軍事利用並びに 民間航空の乗務員の軍事動員に関するポリシー(案)

## 1 民間航空機の軍事利用および民間航空の乗務員の軍事動員に関する立場と政策

### 1.1 社会的な立場と責任

ALPA Japanとこれを構成する乗務員の社会的な立場と責任は、次にある。

1.1.1 航空運送の影響をうける国民と利用者・乗務員のいのちと安全を守る。

1.1.2 民間航空の濫用から、社会の平和と航空運送の安全に対する脅威を排除する。

1.1.3 国際民間航空条約の適用を受けない、または適用を受けないおそれのある航空運送には従事しない。

(参考法規類：憲法、労働契約上の安全配慮義務、国際民間航空条約)

### 1.2 民間航空機の軍事利用

ALPA Japan は

1.2.1 民間航空機の軍事利用、及び軍事と見なされる行為に民間航空機を使用することに強く反対する。

1.2.2 国の航空機の運航には協力しない。

### 1.3 民間航空の乗務員の軍事動員

ALPA Japan は

1.3.1 軍事と見なされる国の行為に、民間航空の乗務員を強制的に動員する行為を一切認めない。

1.3.2 軍事と見なされる国の行為に動員されることを個人が拒否する権利を制限する法律の制定は、厳しく非難するとともに、強く反対する。

1.3.3 さらに、軍事と見なされる国の行為に民間航空の乗務員がかかわる行為は、これらに直接かかわらない民間航空運送全体の安全に悪害を与え、脅威となる可能性があるため、このすべての行為に強く反対する。

### 1.4 民間航空の運航への軍隊の侵害

ALPA Japan は

1.4.1 兵員及び軍事物資と見なされるものを民間航空で輸送することに反対する。

1.4.2 国の航空機とみなされるおそれのある行為を民間航空に持ち込むことに反対する。

## 2 航空機の地位の決定

## 2.1 民間航空の運航と国の航空機の運航との区別と地位

2.1.1 国際民間航空条約並びに航空法の目的に則り、民間航空の運航と国の航空機の運航は明確に区別され、航空機の地位が決定されなければならない。

## 2.2 国の航空機としての指定の制限

2.2.1 国及び関係機関は、本邦航空運送事業者並びに民間航空の乗務員によって運航される全ての航空機を、国の航空機として指定してはならない。

2.2.2 国及び関係機関は、国際民間航空条約の目的と両立しない目的のために、民間航空機を意図的に使用することを禁止する必要な措置を取らなければならない。

## 2.3 手続き

2.3.1 航空機の地位は、前項2.2の指定制限の規定に従い、運航の開始前に国によって決定されなければならない。

2.3.2 航空機の地位を決定するにあたり、国の航空機としての指定制限（2.2）に違反する旨の異議がその決定が影響を及ぼす者から申し出された場合、国及び関係機関は、その者との協議をしなければならない。

## 2.4 民間航空の濫用を防止する法律の制定

2.4.1 ALPA Japanは、民間航空の濫用を防止するため、少なくとも上記2.1、2.2、2.3を明記した法律の制定に取り組む。

## 3 民間航空の乗務員の労働契約

### 3.1 従事すべき労働契約上の業務の制限

3.1.1 民間航空に従事する乗務員が行う運航は、国際民間航空条約の適用を受ける民間航空機の運航に限定されなければならない。

3.1.2 航空運送事業者又は使用者は、国際民間航空条約の適用を受けない、または適用を受けないおそれのある航空運送に乗務員を従事させてはならない。

### 3.2 労働契約の締結

ALPA Japanは、労働契約関係にある航空事業者又は使用者と民間航空に従事する乗務員との間における労働契約として、次のことを当事者で確認し、書面で明記されることを求める。

3.2.1 3.1.1及び3.1.2の、労働契約関係にあること。

3.2.2 航空事業者又は使用者は、従事する労働者の「1.に定めた民間航空機の軍事利用および民間航空の乗務員の軍事動員に関する立場」にかかわる行為から生じる一切の不利益を受けることのない、労働契約上の雇用と経済的地位を含めた身分の保障を行うこと。

3.2.3 ALPA Japanまたはこれを構成する労働組合は、3.2.1及び3.2.2を明記した労働協約の締結を求める。この労働協約の有効期限は定めないこととする。

3.2.4 ALPA Japanを構成する労働者は、労働契約関係にある航空事業者又は使用者と、3.2.1及び3.2.2を明記した個別の労働契約を書面で締結すること。この労働契約の有効期限は定めないこととする。

## 4 法律

4.1 国際民間航空条約は、この条約の目的について、

国際民間航空の将来の発達、世界の各国及び各国民の間における友好と理解を創造し、且つ、維持することを大いに助長することができるが、国際民間航空の濫用は、一般的安全に対する脅威となることがあるので、また、各国及び各国民の間における摩擦を避け、且つ、世界平和の基礎である各国及び各国民の間における協力を促進することが望ましいので、よって下名の政府は、国際民間航空が安全に且つ整然と発達するように、また、国際航空運送業務が機会均等主義に基づいて確立されて健全且つ経済的に運営されるように、一定の原則及び取極めについて合意し、その目的のためにこの条約を締結した、と定めている。

4.2 国際民間航空条約第3条は、民間航空機及び国の航空機の地位について、

- (a) この条約は、民間航空機のみ適用するものとし、国の航空機には適用しない。
  - (b) 軍、税関及び警察の業務に用いる航空機は、国の航空機とみなす。
- と定めている。

同条約第3条の2は、各締結国は、自国において登録された民間航空機又は自国内に主たる営業所若しくは住所を有する運航者によって運航される民間航空機がこの条約の目的と両立しない目的のために意図的に使用されることを禁止するために必要な措置を取る、と定めている。

4.3 国際民間航空条約第4条は、民間航空の濫用について、

各締結国は、この条約の目的と両立しない目的のために民間航空を使用しないことに同意する、と定めている。

4.4 航空法第1条は、この法律の目的として、

国際民間航空条約の規定並びに同条約の付属書として採択された標準、方式及び手続きに準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適切かつ合理的な運営を確保してその利用者の利便の増進を図ることにより、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする、と定めている。

## 5 定義

5.1 「民間航空」とは航空法第100条並びに第101条の規定により、国土交通大臣から航空運送事業の認可を受けた本邦航空運送事業者によって行われる航空業務のことをいう。

5.2 「民間航空機」とは本邦航空運送事業者によって所有され、または管理され、または運航される航空機のことをいう。

5.3 「民間航空機の運航」とは、航空法第22条並びに第23条の規定により、国土交通大臣により交付された技能証明書、および必要な免許や資格証明その他の証明を所持する者が、「民間航空機」に乗り組んで航空運送にかかわる業務を行うその運航のことをいう。

5.4 「民間航空の乗務員」とは「民間航空機」に乗り組み「民間航空機の運航」に従事する者をいう。